

今後のスポーツ立国の実現に向けて

令和7年5月27日
自由民主党政務調査会
スポーツ立国調査会

＜スポーツによる地域・経済の変革＞

2011年のスポーツ基本法成立後、スポーツ庁が設置されて今年で10年目の節目の年を迎える。これまで東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功等を経て、昨年のパリ大会の余熱も冷めやまぬところ、今後も、今年は東京で世界陸上競技選手権大会や夏季デフリンピック競技大会、2026年には愛知・名古屋においてアジア競技大会・アジアパラ競技大会が日本で開催されるとともに、2026ミラノ・コルティナ冬季大会などの国際メガスポーツイベントの開催が続く。

こうして一層熱を帯びるスポーツであるが、同時に、この間スポーツを取り巻く環境は大きく変化するとともに、スポーツに求められる役割も多様化し、今やスポーツは全国各地の地域活性化の鍵でもある。少子高齢化や人口減少により、地域の経済停滞や活力低下が課題となる中、人々のつながりの機会創出、地域の経済活性化、住民の健康など、スポーツを通じた社会課題の解決に大きな期待が寄せられている。

スポーツと地域・社会が連携し、その発展を地域・社会に還元していくことで、地域のスポーツ環境の充実や地域活性化へつながり、スポーツに親しみ、関わる人々の増加やスポーツへの投資が拡大していくという、スポーツと地域・社会の双方の持続的な発展に資する好循環を形成することが重要である。

我々は、こうした社会環境の変化と求められる役割の多様化の中で、地域・社会に寄与するスポーツの裾野の広さと正面から柔軟に向き合い、今こそスポーツの可能性を最大限に引き出し、その価値を全国津々浦々に広げ、スポーツを通じた新しい地方創生2.0を本格起動させていく必要がある。

＜スポーツ立国調査会における取組＞

スポーツ立国調査会では、スポーツ立国の実現に向けた取組を強力に進めることが重要なとの認識の下、特に取り組むべき4つの課題として、

- ・部活動の地域展開等の全国的な実施に向けた財政支援等
- ・スポーツ市場の更なる拡大とともに、スポーツの自立的な環境整備や地方創生・社会課題解決にも貢献する等の視点を踏まえた、スポーツの成長産業化の継続・強化等
- ・まちづくり政策としての一体的なエリアマネジメントが進められ、スポーツ以外の関連施策とも連携した取組として展開していくスポーツコンプレックスの推進
- ・スポーツの新たな可能性を切り開く・スポーツとスポーツDXの推進

について検討を進めるため、「スポーツビジネス小委員会」、「地域スポーツPT」、「バーチャルスポーツ・スポーツDX推進PT」、「スポーツコンプレックス推進PT」において、それぞれ、現場で活躍するスポーツ関係団体・地方自治体・民間事業者等の説明や意見、要望等を丁寧にヒアリングしながら、特に、スポーツビジネス小委員会等を中心に上記スポーツを通じた地方創生の観点も踏まえ、鋭意議論を重ねてきた。

こうした様々な検討を重ねた成果として、提言のとりまとめが行われたところであり、これらを統括して、ここに本調査会としての提言をまとめることとする。

政府は、本提言内容について今年度の経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）に盛り込み、スポーツ立国を強力に推進することを要望する。特に、具体的な事項として以下の通り要望する。

『主な要望事項』

《1. 第三期スポーツ基本計画の着実な推進》

- スポーツが有する価値を更に向上させていくため、第三期スポーツ基本計画を踏まえ、以下の必要な取組を着実に実行すること
 - ・多様な主体が参画できるスポーツの機会の創出
 - ・スポーツを通じた健康増進
 - ・障害者スポーツの推進など共生社会の実現
 - ・子供の体力向上の推進
 - ・大学スポーツの振興
 - ・ミラノ・コルティナ冬季大会等に向けた国際競技力の向上と競技団体の組織基盤の強化
 - ・地域スポーツ環境の総合的な整備と部活動改革
 - ・スポーツツーリズム等のスポーツを通じた地域活性化
 - ・スポーツの成長産業化・スポーツを通じた効果的な収益化や新たな資金調達のあり方
 - ・スポーツDXの推進
 - ・スポーツ・フォー・トゥモロー等による国際交流・協力の推進
 - ・ドーピング防止活動の推進 等

《2. 2026 ミラノ・コルティナ冬季大会等に向けた国際競技力の向上とガバナンスの確保》

- 国際競技大会等において、日本代表選手団が素晴らしい成績を残せるよう、オリ・パラの垣根を超えて、以下に取り組むこと
 - ・2026 ミラノ・コルティナ冬季大会等に向けたサポート拠点の設置等をはじめとするアスリート支援
 - ・競技団体の組織基盤の強化
 - ・地域と連携したスポーツ医・科学等の知見の活用
 - ・アスリートが競技に専念できる環境の整備（誹謗中傷等への対応）
- 2025 年の夏季デフリンピック競技大会や世界陸上競技選手権大会、2026 年のアジア競技大会やアジアパラ競技大会、2027 年のワールドマスターズゲームズ等の日本で開催される大規模国際大会の成功を目指した開催支援などに取り組むこと
- 国際競技大会の運営において中心的な役割を担うことができる人材の確保・育成に取り組むこと

《3. スポーツを通じた健康増進、パラスポーツの振興》

- スポーツを通じた国民のライフパフォーマンスの向上や心身の健康増進を図るため、以下に取り組むこと
 - ・先端技術を活用したコンディショニングに関する実証研究事業等
 - ・医療費削減に資するスポーツ施策の推進
 - ・企業を通じた働く世代のスポーツ実施環境の整備の推進
 - ・スポーツの安全ガイドラインの作成
 - ・「楽しい日本の実現」「国民の Well-being の向上」に資する施策の推進
- 2020 パラリンピック東京大会により醸成された、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた機運を確実なものとするため、以下に取り組むこと
 - ・パラスポーツセンターの充実

- ・パラスポーツ団体の基盤強化
- ・民間企業等と連携したスポーツ実施環境の整備の促進

《4. 部活動の地域展開等の全国的な実施に向けた財政支援等》

- 令和8年度以降、中学校の部活動の地域展開等を全国的に進めていく必要があるところ、持続可能な仕組みを構築し、安定的・継続的に改革が進められるよう、下記の内容を踏まえ、必要な取組を着実に実行すること。

(1) 部活動改革の理念・意義

部活動改革は、急激な少子化の中でも将来にわたって子供たちがスポーツに親しむ機会を確保・充実することを主目的としており、子供たちのスポーツを地域全体で関係者が連携して支え、豊かな活動機会を保障することが重要であること。

地域展開等の具体的な在り方については多様な形があり得るため、地域の実情に応じた取組を推進することが重要であること。

(2) 地域クラブ活動の認定制度の創設

當利等を目的とした民間のスポーツクラブとの区別や、地域クラブ活動の質の担保、公的支援（財政支援のほか、学校施設の優先利用・利用料減免等を含む。）の対象となる活動の明確化等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を定めた上で、地方公共団体が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを創設すること。

(3) 国・地方の支え合いによる新たな支援制度の構築等

各地域における地域クラブ活動の円滑な実施を推進するため、国として十分な財政支援を行うとともに、国・都道府県・市区町村の支え合いによる新たな支援制度を構築すること。持続可能な仕組みとするためには、参加者にも応分の負担を頂く必要があるところ、現状の部活動や地域クラブ活動等における負担額も踏まえながら、国において一定の金額の目安を示すこと。

離島や中山間地域をはじめ、直ちに地域展開を行うのが困難な地方公共団体等においても必要な改革が進められるよう、部活動指導員の配置に対する支援を継続すること。さらに、学校で引き続き部活動指導に携わる教師の適切な処遇についても検討すること。

(4) 大学等の関係団体との連携による多様な取組の推進

地方公共団体においては、スポーツ団体や民間企業等の関係団体と密接に連携しつつ取組を進める必要があり、とりわけ、大学は、充実した体育施設を有するとともに、質の高い指導者の養成や大学生の指導者派遣等において重要な役割が期待されることから、地方公共団体と大学との組織的な連携の強化等を推進すること。

地域の実情に応じて多様な地域クラブ活動が実施されるよう、国において、指導者・活動場所・移動手段の確保をはじめ、様々な取組事例の普及等を行うとともに、地方公共団体や地域クラブ活動を担う団体における実施体制構築（専門人材の確保・育成やシステム整備等）への支援、ノウハウが不足する地方公共団体へのアドバイザーの派遣等のサポートをきめ細かく行うこと。

また、都道府県が広域自治体として、市区町村のニーズに応じた支援や調整を丁寧に行うことが重要であり、国として都道府県への指導・助言を適切に行うこと。

(5) 安全・安心の確保及び質の高い指導の実現

子供たちの安全・安心の確保及び質の高い指導の担保の観点から、国において、安全対策に関するガイドラインや地域クラブ活動における指導の手引きの作成等を行うとともに、地方公共団体において研修の充実や有資格のスポーツ指導者や多様な資格背景のあるトレーナーの有効活用の促進等を図ること。

(6) 学校と地域クラブとの連携

地域と学校の一体化による子供のスポーツ活動の最適化を図るとともに、平日と休日の一貫指導等を実現するため、学校施設の活用促進（優先利用、使用料減免、スマートロックの活用による鍵の受渡し負担軽減や必要な施設改修等を含む）を図るとともに、教師の兼職兼業や定期的な情報共有、地域クラブ活動への参加を促進するためのオリエンテーションの実施等を含め、学校と地域クラブとの緊密な連携を促進すること。

《5. スポーツの成長産業化の推進、スポーツを活用した地方創生等》

- スポーツ産業はコロナの影響はあったものの、引き続き高い成長が期待されるとともに、スポーツの自立的な環境整備や、地方創生・社会課題解決にも貢献するなど、様々な意義を有するものであることから、多面的かつ中長期的な視点に立ち、スポーツの成長産業化に取り組むことが必要である。このため、令和8年度以降、スポーツ市場の更なる拡大とともに、それに留まらないスポーツを核とした経済活性化・地方創生が一層進められるよう、下記の取組を着実に実行すること。

(1) スポーツの成長産業化の継続・強化

今後も遅くとも2030年までに市場規模15兆円を達成するとともに、更なる高みを目指すことが重要である。このため、成長産業化の有望分野や市場規模予測、様々な経済的価値・社会的価値等の把握方法等に係る調査等を通じて、第4期スポーツ基本計画等を見据え、新たな目標や取組の検討を進めるなど、スポーツの成長産業化への施策の継続・強化に取り組むこと。

また、スポーツを通じたより効果的な収益化や新たな資金調達のあり方について引き続き検討することとし、政官財の関係者を交えて引き続き議論すること。

(2) スポーツを活用した地方創生等の推進

スポーツを「みる」「する」などを一体的に捉え、スポーツコンプレックス、スポーツホスピタリティ、スポーツツーリズム、地域スポーツコミッショナ、スポーツ大会開催等の施策を推進・強化すること。また、これらの活用を促しつつ、関係府省庁のまちづくり・地方創生・観光・産業振興等の関連施策の拡大・充実と連携強化を図るとともに、各地で官民の連携によりスポーツを活用したエコシステムの形成・拡大が進むよう、施策を推進すること。

また、エアドームをはじめとする様々な気候に対応した地域のスポーツ環境の整備が検討されており、地方創生等の観点から、これに係る規制や資金面での課題について検討を進めること。

(3) スポーツ市場の更なる拡大に向けた取組の推進

スポーツエンタメ・コンテンツの海外展開やインバウンド拡大に必要な支援・環境整備を図ること。スポーツ観戦の機会を充実させながら、他の地域資源等も活用した「一体型スポーツツーリズム」コンテンツの造成や、アウトドア、ゴルフ等のスポーツツーリズム市場の更なる拡大に資する分野の開拓に取り組むとともに、こうした取組を担う各地・各クラブ等のスポーツ事業人材の強化に取り組むこと。また、外国籍選手の招へいをしやすくしたり日本人選手が国際的にも応分に評価されるような方策について検討すること。デジタルデバイス等を活用した心身の状態等に応じた目的を持った運動の実施促進、多様な身体活動の促進等に向けた取組を推進すること。

(4) 新たな市場開拓に向けた共創・連携等の促進

スポーツ界以外の企業や自治体等の関係者との共創・連携等を促し、スポーツビジネスへの人材・資金・技術の流入拡大により、スポーツビジネスの可能性を広げながら、共生社会、女性活躍等の社会課題解決や女子リーグの収益面での底上げも含め長期的な視野で新たな市場開拓を図るべく、国としても、スポーツの経済的・社会的価値や活用事例等を改

めて整理・発信しつつ、スポーツオーブンイノベーションの拡大やDXの普及に向けた取組を進めること。

『6. スポーツコンプレックスの推進』

- 令和8年度以降、スポーツコンプレックスの実現に向けて、スポーツ施設単体の整備ではなく、周辺の関連する様々な主体・分野も含めて面的・複合的にエリアをとらえた、まちづくり政策としての一体的なスポーツエリアマネジメントが進められ、スポーツ振興のためのスポーツ政策を超えて、他の関連施策の観点からスポーツを活用する取組が展開されるよう、下記の取組を着実に実行すること。

(1) スポーツエリアマネジメントの普及に向けたスタジアム・アリーナの整備・活用の推進

スポーツ施設周辺の多様な主体・分野を含めた、まちづくり政策としての一体的なスポーツエリアマネジメントを普及させるため、令和7年度に行うスポーツコンプレックスの概念整理や好事例、課題等の整理を踏まえて、基本構想・計画策定の支援、先進モデル事例の選定・表彰、相談窓口の運営等の施策を拡充すること。

また、スポーツコンプレックスは、様々なスポーツ大会やイベント等の開催・誘致等により、海外や地域外との交流拡大にも資するものである一方、環境への配慮という視点も重要であることに留意すること。

(2) 既存のスタジアム・アリーナや、地域スポーツ施設における、スポーツコンプレックスの実現・発展に向けた施策の推進

既存のスタジアム・アリーナやプロスポーツ等の活用・連携による、スポーツコンプレックスの実現・発展に資するまちづくりと連携した取組等への支援を継続すること。

また、スタジアム・アリーナのみならず、地域スポーツ施設についても、令和7年度制度改正等を踏まえ、スポーツ施設の複合化等に留まらず、まちづくりとしての総合的・複合的な整備を図るための支援を継続していくこと。

(3) スポーツコンプレックスの実現に向けた関係府省庁の更なる連携による支援の充実、他の関連施策へのスポーツの活用促進

建設費高騰等の課題にも対応しつつ、多様な主体・分野を巻き込みながら周辺エリアの一体的な整備や活用を図るため、関係府省庁の連携を強化し、スポーツコンプレックスの実現に向け、ハード・ソフト・インフラ面の一体的な支援の充実を図ること。

特に、スポーツ振興の観点のみならず、まちづくり、健康、賑わい創出、観光、防災、地域産業振興・イノベーション創出、都市のデジタル化、環境等、他の関連施策の観点からもスポーツを活用し、更なる価値を生み出すプロジェクトを全国各地において実施すること。

『7. スポーツの新たな可能性を切り開く・スポーツとスポーツDXの推進』

- 近年、eスポーツ市場は世界で約3,300億円規模、日本では約150億円規模(2023年)となり、成長産業としての期待を集めている。こうしたeスポーツの広がりは、スポーツの新たな可能性を切り開き、地域・経済の活性化への効果も示すようになっており、スポーツ振興の観点からeスポーツの一層の推進を図る必要がある。また、リアルスポーツの競技力向上や健康増進、地域課題の解決等が期待されるスポーツ分野のDX推進に向けても、デジタルとリアルの相乗効果が図られるよう必要な体制整備を進める必要がある。このため、下記の取組を着実に実行すること。

(1) スポーツ関連データの利活用を通じた、官民連携による新しいサービス等の展開の推進

スポーツ分野におけるデータ活用の推進を通じて、地域課題の解決や経済の活性化、健康長寿社会の実現、子供の地域スポーツの機会確保を目指し、スポーツDXの推進に向け必要な事項について調査研究や課題の整理等の検討を、関係省庁と連携しつつ民主導で行う「スポーツDX官民共創会議（仮称）」の設置に向けた準備を、一般財団法人日本スポーツ政策推進機構（NSPC）を中心として進めること。その際、アスリート保護の観点からのルール作りを併せて行うこと。

(2) eスポーツの可能性を生かしたさらなる活用の推進

eスポーツが、健康人口の増加やパラスポーツの促進、若年層の社会参画、まちづくり等に寄与し、スポーツの新たな可能性を切り開いていくという認識が広く認識され、効果やリスクに関するエビデンスに基づき更なる活用が図られるよう、研究等の更なる促進、スポーツ基本計画等での位置づけ、大会の後援等、リアルスポーツの競技力向上に向けた活用、学校やスポーツコンプレックスなどにおける通信環境の向上、eスポーツ選手の育成・指導体制の整備、キャリア形成支援に向けた取組を推進すること。

(3) eスポーツが心身の健康を保持し、安心かつ公平・公正に実施されるための環境づくり

青少年を含めたすべての国民が安心してeスポーツに取り組み、まちづくり・ひとつづくり等への効果を生かして積極的に活用できるよう、心身の健康を保持し、安心かつ公平・公正に実施されるための環境づくりの促進のため、ドーピング防止等に向けた取組、eスポーツ選手に対する医・科学支援、「eスポーツ競技種目適合基準」（NSPC策定）の普及、健康面に配慮したガイドライン等の整理等に取り組むこと。

(4) eスポーツ振興のための予算確保

来年愛知・名古屋で開催される第20回アジア競技大会において、eスポーツが正式競技に決定したことや、IOCが2027年にサウジアラビアでオリンピック・eスポーツ・ゲームズを開催予定であることや、国民スポーツ大会における実施などを見据え、諸外国との予算比較も行いつつ、スポーツ振興の観点から必要な環境整備（「eスポーツ競技種目適合基準」等）や、メディアとも連携した機運醸成、リアルスポーツの知見を生かしたeスポーツ選手に対する支援、地域振興・共生社会づくりへの活用、スポーツコンプレックス等における環境整備などに必要な予算の確保に努めること。

(5) eスポーツの収益がスポーツ環境の改善やまちづくり等に還元される好循環の創出

eスポーツの推進による収益がスポーツ環境の改善やまちづくりをはじめ幅広く社会に還元されるエコシステムを通じて好循環を生み出す取組を進めること。

スポーツ庁をはじめとする政府関係機関は、提言に示された要望事項に関し、その実現に向けて、必要な制度改正や予算獲得など実効性ある取組を進めることを強く求める。そして、地方自治体、スポーツ関係団体、民間事業者等においても、提言に示された内容を踏まえつつ、それぞれの立場から、我が国のスポーツ振興に資する取組を行っていただくことを期待したい。

また、本調査会としても、本要望事項を更に推し進められるよう引き続き議論を進めていくとともに、世界があらゆる課題に直面している中で、我が国として先進的に課題解決に取り組み、スポーツが持つ様々な価値を向上させることにより、世界に類を見ないスポーツ立国の実現を目指すことを決意し、本提言の結びとしたい。

スポーツ立国調査会

令和7年4月7日

会 長	松下 新平		
顧 問	逢沢 一郎	遠藤 利明	柴山 昌彦
	渡海紀三朗		
	片山さつき	橋本 聖子	中曾根弘文
	野上浩太郎		
副 会 長	齋藤 健	永岡 桂子	松本 剛明
	猪口 邦子		
幹 事 長	宮内 秀樹		
幹事長代行	丹羽 秀樹		
幹事長代理	今枝宗一郎	黄川田仁志	山下 貴司
	山田 賢司		
副 幹 事 長	井野 俊郎	工藤 彰三	田野瀬太道
	石井 浩郎		
事 務 局 長	佐々木 紀		
事務局次長	鈴木 英敬	深澤 陽一	三谷 英弘
	朝日健太郎		

=====

【スポーツビジネス小委員会】 片山さつき 委員長 草間 剛 事務局長
【バーチャルスポーツP T】 山下 貴司 座長 三谷 英弘 事務局長
【地域スポーツP T】 宮内 秀樹 座長 小寺 裕雄 事務局長
【スポーツコンプレックス推進P T】 黄川田仁志 座長 深澤 陽一 事務局長